

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	割引が適用となる対象期間はいつからいつまででしょうか。	【予約開始】 令和4年10月20日(木) 正午からです。 【事業期間】 令和4年10月20日(木) から令和4年12月27日(火)まで(12月28日チェックアウトを含む)の旅行が対象です。
制度・適用条件	事業は中止されることがありますか。	実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業予定期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがあります。 また、感染状況などを考慮したうえで対象都道府県の区域が緊急事態措置区域として公示された場合、又は対象都道府県の区域がまん延防止等重点実施区域として公示され、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域が定められた場合及び対象都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、都道府県の全部若しくは一部の区域の居住者による旅行に対して、本事業を活用した割引等事業を停止する場合があります。
制度・適用条件	クーポン加盟店が独自に行っている割引と本事業のクーポンを併用することはできますか。	「ただいま東京プラス」事業としては併用は可能としています。
制度・適用条件	年明け以降の全国旅行支援について教えてください。	実施時期等が決まり次第お知らせします。
制度・適用条件	延長に伴う12月21日以降の対象商品の販売開始はいつになりますか？	令和4年12月3日(土)以降になります。
広報	スターターキットが届きません。	スターターキットの送付には、加盟店登録承認後、10日ほどのお時間をいただくことがあります。スターターキットが届くまでの間は、regionPAY管理画面の「資料ダウンロード」からQRを印刷いただき、店舗の目立つ場所に提示してください。
広報	販促ツールは何かありますか。スターターキットはいつ届きますか。スターターキットが届くまでの間はどちらが良いですか。	スターターキットとして、ポスター、ステッカー、QR貼り付け用スタンドPOP、スینگPOPがございます。スターターキットの送付には、加盟店登録承認後、10日ほどのお時間をいただくことがあります。到着するまでの間、regionPAYの管理画面より ・ポスター(店頭などに掲示用) ・QR貼り付け用スタンドPOP(レジ周辺に掲示用) ・QR貼り付け用台紙2種(レジ周辺に掲示用) がダウンロード可能ですので、印刷してご利用ください。
広報	クーポン加盟店であることをSNS等で宣伝しても良いでしょうか。また、参加店舗として独自にHPやチラシを作成したいのですが、ロゴのデータをダウンロードすることは可能ですか。	クーポン加盟店であることを宣伝いただくことは問題ありません。ロゴについては、「ただいま東京プラス」のWEBサイト上にある「ロゴマーク使用ガイドライン」をご確認の上、ダウンロードしてご利用いただくことが可能です。
広報	スターターキットを追加でもらいたいのですが、どちらが良いですか。	スターターキットは1店舗1セットとさせていただきます。追加が必要な場合は、お手数ですが、regionPAY管理画面の「資料ダウンロード」より、ポスター等のPOP類をダウンロードの上、印刷してご利用ください。
クーポン	クーポンを使用できる加盟店はどこから確認できますか。	「ただいま東京プラス」のWEBサイト上およびregionPAYアプリ上で検索できますので、そちらをご確認ください。情報は定期的に更新いたしますが、最新情報は反映されるまで数日かかる場合があります。
クーポン	クーポン加盟店の申請をするのに条件はありますか。	「ただいま東京プラス」WEBサイトのクーポン加盟店向けページの「本事業に登録できる加盟店」をご確認ください。 https://ryokoshientokyo.jp/coupon-stores.html
クーポン	加盟店募集期間はいつまでですか。	2022年12月13日(火)までとなります。
クーポン	加盟店において、決済時に利用者に読み取ってもらうコードはどこから表示できますか。	regionPAYの加盟店管理画面から店舗用QRを表示、印刷可能です。
クーポン	クーポンを利用して購入した商品について、返品は可能ですか。	クーポンを利用して購入した商品については返品できません。利用者にはその旨事前にご了承いただきますようご説明や掲示をお願いいたします。
クーポン	クーポンの有効期間について教えてください。	クーポンの有効期間について、宿泊や宿泊旅行の場合はチェックイン日からチェックアウト日の23:59まで、日帰り旅行の場合は旅行日の23:59までとなります。ただし、都内における連泊の場合、2泊目以降に付与されるクーポンは各宿泊開始日の0時からチェックアウト日又は本事業期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効です。なお、クーポンにも有効期間が印字されます。

大項目	Q.質問	A.回答
クーポン	クーポンと現金やクレジットカード、キャッシュレス決済と併用して支払うことは可能でしょうか。	可能です。
クーポン	アプリにクーポンをチャージ済の利用者がスマートフォン・タブレット等を忘れた場合、紙クーポンでの利用は可能ですか。	一度、アプリにクーポンをチャージした後は、紙クーポンでの利用はできません。
クーポン	紙のクーポンは無いのでしょうか。	商品券タイプの紙クーポンはございません。利用者には、宿泊事業者等から発行されたA4サイズの紙クーポンに記載のQRを、利用者のスマホのアプリで読み取って利用いただけます (MPM方式)。なお、利用者はA4サイズの紙クーポンのままでもご利用いただけますが、この場合、加盟店側ではQRをスキャンするためのカメラ付きデバイス (スマートフォンやタブレット等) のご用意が必要です (CPM方式)。
クーポン	クーポン加盟店の登録情報を変更したいです。	regionPAYの管理画面から変更をお願いいたします。口座の変更につきましては出来かねますのでご了承ください。 変更できる項目については次の通りです。 ・営業時間、定休日、お店の紹介文、お店の画像、マップピンの位置、マップ公開・非公開の設定、決済・読取方法 (MPM・CPM)、管理画面表示設定 (簡単モード・通常モード)、メルマガ配信 (配信する・しない) 上記以外の変更につきましては、コールセンターまでお問い合わせください。
クーポン	ただいま東京プラスに宿泊事業者として参画登録していますが、クーポン加盟店に参画を希望する場合、別途登録申請が必要でしょうか。	別途、クーポン加盟店の登録要件をご確認の上、登録申請をお願いいたします。
クーポン	カラオケボックスはクーポン加盟店に該当しますか？	営業の実態によっては風営法の対象となる場合がございますので、審査において個別に確認させていただきます。
クーポン	飲食店を営業しており、従来は深夜24時を過ぎて営業をしていたので風営法 (深夜酒類提供飲食店営業) の届出をしましたが、現在は23時までしか営業をしていません。このような場合でも加盟店の対象にはならないのでしょうか。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む店舗」 (クーポン要領第4条 (2) より) は、本事業の加盟店として参画対象外となります。ただし、現在の営業実態に合わせるため等、事業者様でご検討いただいた上、風営法の届出を取り下げられた (≒「廃止届出書」を提出された) 場合は、対象店舗となります。なお、「廃止届出書」を店舗管轄の警察署に提出された際に、警察署から受け取る「申請・届出受領書」が参画に必要な検拠書類となります。この「申請・届出受領書」を根拠資料として参画の申請をされる方については、加盟店コールセンター (03-6386-8133) にお問い合わせいただけますようお願いいたします。
クーポン	クーポン加盟店の参画要件には「居酒屋」と例示がありますが、自分が営む「居酒屋」は参画対象外とされました。どうして対象にならないのでしょうか。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む店舗」 (クーポン要領第4条 (2) より) は、本事業の参画対象外となるため、「深夜酒類提供飲食店営業」の届出をされている居酒屋の場合は対象外となります。
クーポン	お客様の支払い時に紙クーポンのQRが読み込めません。どのようにすればよいですか？	お客様の紙クーポンに記載されている20桁のチャージコードを管理画面より入力して決済してください。
システム	系列店で同じQRを使用することはできますか。	売上は店舗ごとにデータ管理されるため、1店舗あたり1つのQRが付与されます。そのため、系列店で同じQRを使用いただくことはできません。同じ店舗内 (複数のレジがある場合等) であれば同じQRをご利用いただけます。
システム	クーポンの管理画面はどこから閲覧が可能なのでしょうか。	加盟店登録が承認された後、加盟店専用のIDとパスワードを発行し、加盟店管理画面専用URLと共にメールにてお伝えします。
システム	加盟店でクーポン決済後、regionPAY管理画面上に売上はすぐに反映されますか。	クーポン利用分の売上の反映は、ネット環境に問題がなければ即時反映されます。
システム	利用者が金額を間違えて支払いをしてしまいましたが、どうしたらよいですか。	誤った支払いをしてしまった場合は、決済日の翌日までであれば管理画面での返金処理が可能です。返金方法は「クーポン加盟店用管理画面マニュアル」に記載がありますのでご確認ください。
システム	regionPAY管理画面について、複数端末での同時ログインは可能でしょうか。	可能です。
コロナ関係	加盟店 (飲食店) の登録申請の際に必要な「感染防止徹底点検済証」は、どのような要件でしょうか。	加盟店登録においては、本事業の実施期間最終日の翌日 (2022年12月28日) まで有効な「感染防止徹底点検済証」の店舗掲示写真を添付いただきますようお願いいたします。直近の更新日が2021年12月27日以前の場合は、お手元にある「感染防止徹底点検済証」の店舗掲示写真の添付いただき、次回の更新予定日が決まっている場合は、登録申請フォームの更新予定日欄に入力をお願いいたします。 「感染防止徹底点検済証」については、下記のページをご確認ください。 「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクト https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html (お問合せ先) 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 電話番号: 03-5388-0567